

## 東京農業大学校友会富山県支部会則

(名称及び会員組織)

第1条 本支部は東京農業大学校友会富山県支部称し、富山県出身および県内に在住する校友をもって組織する。

(目的)

第2条 本支部は会員の相互の親睦を図り、東京農業大学校友会と密接なる連絡を保ち、その発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本支部は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 1 会員のごきならびに相互の連絡
- 2 会員の名簿及び会報の配布
- 3 その他本部の発展に必要な事業

(役員組織)

第4条 本支部に役員として支部長1名、副支部長1名、幹事長若干名をおく。

- 1 役員任期は2年とする。但し、重任を妨げない。

(役員を選出)

第5条 総会において支部長、副支部長を選任し、幹事は支部長が委嘱する。

(顧問の推薦)

第6条 本支部に顧問を置くことができる。

顧問は総会において推薦し、支部長はこれを委嘱する。

(総会及び記録の報告)

第7条 本支部は毎年1回総会を開催し、必要あるときは臨時総会を開催する。

役員会は随時これを開催する。総会の記録は、その都度本部へ報告する。

(東京農業大学校友会代議員の推薦)

第8条 本支部は役員議を経て、東京農業大学校友会代議員2名を推薦する。

(会費及び経費)

第9条 本支部の会費は年1,000円とし、年度の始めに納めなければならない。

本会の経費は前項の会費のほか、寄付金その他の収入をもって之に充てる。

(会計年度及び会計報告)

第10条 会計年度は毎年8月1日から翌年7月31日までとする。収支決算は総会に報告する。

(事務所所在地)

第11条 本支部の事務所は、富山市新総曲輪1-7 富山県庁内におく。

(会則の変更)

第12条 本会則は総会の決議を経て変更することができる。

附則

この会則は昭和56年8月1日から施行する。